

見 解 書

令和6年3月1日

様

開発事業者


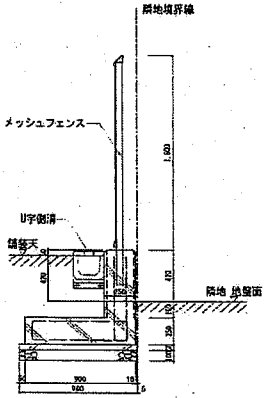
住所 大阪市中央区南船場1丁目18番11号
SRビル長堀12階

氏名 株式会社 プレジオ



あなたが提出した意見について、宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第16条第3項の規定により、当方の見解を送付いたします。

開発構想届受付番号	第 5-396 号
開発構想の名称	(仮称)宝塚市平井6丁目マンション新築工事
開発区域の所在	宝塚市 平井6丁目98番、99番、100番4、104番(地番)

あなたの意見(要約)	当方の見解
<p>①駐車を経営している為、振動・土埃の心配があり工事期間中隣接箇所に防護柵を設置し、駐車場契約者の車両を養生し作業するよう願います。 【前回回答】 工事期間中の計画としましては、計画地周囲に3mの仮囲いを施します。契約者様所有の車両養生につきましては勝手には施せない為、申し訳ございませんが、様より養生承諾の有無確認をして頂けますでしょうか。</p> <p>①の回答書駐車場契約者様所有の車両養生につきましては対応させて頂きますが、養生承諾をとりつける以前に駐車場契約者宛に車両養生内容の詳細を頂きたい。その上で契約者に対応させて頂きます。</p> <p>②以前伐採更地後、泥流出を防ぐよう簡易的なブロックを東西に施されたが、それでは耐久性に欠けており崩落の危険性がある為、隣接箇所については崩れないよう基礎から考え直し施工して頂きたい。 【前回回答】 ブロック塀に関しまして、目視確認は出来ませんが安全性については判断しかねます。弊社計画では、既存ブロック塀を撤去の上、境界際へ新たにブロック積+上部フェンスを施し安全性を確保いたします。</p> <p>②の回答書、境界際へ新たにブロック積+上部フェンスを施し安全性を確保いたします。とありますが詳しい説明をお聞きしていない為、工事内容及び断面図の詳細を提示して頂き双方協議の上で着工願います。</p>	<p>車両養生内容と致しましてはビニール製の自動車養生カバーを作業前に掛けさせて頂き、作業終了後に外させて頂ければと考えております。車両をご使用される際は、現場担当へお声掛け頂ければカバーを外させて頂きます。</p> <p>イメージ写真</p>  <p>工事内容としまして外構工事時期に既存ブロックを撤去し新設工事を行います。当初、ブロックにて検討していましたが宝塚市の規程でI型擁壁とするように指導を受けましたので右記断面図の通り施工予定と致します。また、ブロック新設の前に双方協議させて頂き着手致します。</p> 

担当者: 高山

連絡先: 070-3350-6997



